

奈良県告示第四百五十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により宇陀広域消防組合から受託した公平委員会の事務の委託を廃止するため、次のとおり規約を定める。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

宇陀広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

宇陀広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和五十七年七月奈良県告示第二百五十号）は、平成二十六年三月三十一日をもって廃止する。